

再生可能エネルギー電気
特定卸供給承諾契約書
(案)

山梨県

〇〇〇〇株式会社

再生可能エネルギー電気特定卸供給承諾契約書（案）

山梨県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）により認定を受けた再生可能エネルギー発電設備について、再エネ特措法第 18 条第 1 項の規定に基づき一般送配電事業者が定めた再生可能エネルギー電気卸供給約款における再生可能エネルギー電気特定卸供給（以下「F I T 特定卸供給」という。）として、以下のとおり契約を締結する。

（総則）

第 1 条 甲及び乙は、本契約第 4 条第 1 項第 1 号において定める対象施設で発電する電力の F I T 特定卸供給について、本契約書及び別途に定める運用申合書のほか、仕様書及び関係図書に従い、これを履行することとする。

（契約期間）

第 2 条 本契約の契約期間は、契約締結日から令和〇年〇月〇日までとする。

（供給期間）

第 3 条 本契約の供給期間は、令和〇年〇月〇日午前 0 時から令和〇年〇月〇日午後 12 時までとする。

（供給電力等）

第 4 条 供給電力は、甲の所有する次の対象施設の発生電力から、それぞれの施設の所内消費電力等を除く全量とする。

1 対象施設

所在地	施設名	発電方式	運用調整 ※	最大出力 (kW)
山梨県山梨市牧丘町	鼓川発電所	水路式	不可	380kW

※ 運用調整とは、発電時間や発電量の調整をいう。

2 供給地点最大電力 380kW

(供給地点、電気方式等)

第5条 前条の供給電力の供給地点、電気方式等は、次のとおりとする。

供給地点	電気方式	周波数	電圧	力率
山梨県山梨市牧丘町大字倉科字向山 7068 鼓川発電所	交流3相3線式	50Hz	6,600V	95%

(送電時間等)

第6条 甲は、毎日24時間送電を行うことができるものとする。ただし、対象施設の点検又は手入を要する場合は、あらかじめ甲乙協議の上、電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。

2 甲は、前項に定めるもののほか、保安上やむを得ない場合は乙に協議することなく電力の全部又は一部の供給を休止することができるものとする。この場合は、甲は乙にその旨を直ちに通知するとともに、可能な限り早急に復旧するよう努めるものとする。

(供給電力量の計量及び検針)

第7条 供給電力量の計量は、計量法（平成4年法律第51号）の規定に従った電力量計（取引電力量計及びその他計量に必要な付属装置及び区分装置をいう。以下同じ。）により計量するものとする。

2 電力量計の検針日は、第5条に規定する電圧が特別高圧又は高圧の場合は毎月1日、低圧の場合は一般送配電事業者があらかじめ定めた日とし、毎月の計量値は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間について行うものとする。

3 乙は一般送配電事業者から通知された計量値を速やかに甲に通知するものとする。

4 電力量計の不具合又はやむを得ない事情により、供給電力量を計量することができない場合の供給電力量については、その都度、甲乙協議の上、決定する。

(記録)

第8条 甲は、供給電力について必要な事項を明確に記録するものとする。

2 乙は、前項に定める記録について必要があるときは、甲に対し、いつでもその提示を求めることができるものとする。

(予定供給電力量)

第9条 甲の予定供給電力量は、下記のとおりとする。ただし、気象等により供給電力量が増減するため、これを保証するものではない。

施設名	令和○年度～
鼓 川 発 電 所	1,722,000

2 予定供給電力量と実際に甲から乙に供給した電力量に増減が生じた場合においても、乙はその全量の供給を受けるものとし、甲は、予定供給電力量に満たないことに関して何らの責任を負わないものとする。

(F I T特定卸供給の対価)

第10条 F I T特定卸供給の対価は、令和7年○月○日に供給した電力受給契約に含まれるものとする。

(契約保証金)

第11条 乙は、この契約と同時に、契約保証金として金○○○円を甲に納付しなければならない。

2 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、前項の契約保証金を甲に帰属させることができる。

(注) 契約保証金が免除される場合第12条

契約保証金は、免除する。

(運用申合書)

第12条 甲及び乙は、F I T特定卸供給に関する運用を円滑に行うための必要事項を定めた運用申合書(以下「申合書」という。)を双方協議して供給開始前までに作成するものとする。

2 甲又は乙は、申合書の変更を行う必要がある場合、甲乙協議の上、その内容を変更することができる。

(発電量調整供給契約の締結)

第13条 乙は、本契約を履行するために一般送配電事業者が定めた託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約が必要となる場合は、乙の負担で一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結する。

(F I T特定卸供給契約の申込み)

第14条 乙は、本契約の締結後、遅滞なく一般送配電事業者に対し再生可能エネルギー電気特定卸供給契約(以下「F I T特定卸供給契約」という。)の申込みをしなければならない。

2 乙は、F I T 特定卸供給契約を締結したときは、その契約書の写しを速やかに甲へ提出しなければならない。

(発電インバランス)

第 15 条 発電計画と実績の差分電力量（以下「発電インバランス」という。）について、乙は、一般送配電事業者との間で生じる発電インバランスに係る調整、手続き及び費用負担をしなければならない。

(非化石証書の優先割当)

第 16 条 乙は、第 4 条第 1 項第 1 号の対象施設に係る非化石証書の優先割当を行う場合は、あらかじめ甲へ通知し、甲の合意を得るものとする。

2 優先割当に必要な費用は、乙が負担するものとする。

(契約の効力)

第 17 条 第 2 条の規定にかかわらず、この契約の条項中、主務官庁の許可、認可又は承認を必要とする事項については、その許可、認可又は承認を受けたときから、その効力を生ずるものとする。

(契約の変更)

第 18 条 天災地変その他予測しない事態発生のため、供給電力が著しく減少し、又は経済情勢の変動その他の事由により、供給条件を継続することが適当でないと認めたときは、甲乙協議の上、契約を変更することができる。

(契約の承継)

第 19 条 甲又は乙は、相手方の承認を得た場合でなければ、第三者に対しこの契約に基づく権利又は義務を譲渡し、又は承継させてはならない。

2 甲又は乙が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくは本契約に関係ある部分を第三者に譲渡するときは、あらかじめ相手方に文書によりその旨を通知し、相手方の承認を得た場合でなければ、この契約をその承継者に承継してはならない。

(甲の解除権)

第 20 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 天災その他不可抗力の原因によらないで、F I T 特定卸供給する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙がこの契約に違反したとき。

- (3) 契約の履行に関し、乙に不正の行為があると甲が認めたとき。
- (4) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- (5) 乙の役員等（乙の役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であると認められるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、当該解除日から契約期間満了の日までの期間に係る固定プレミアム料金（予定供給電力量に固定プレミアム単価を乗じて得た額とする。以下同じ。）の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。なお、当該解除日が当該月の途中である場合には、当該月の残日数について、当該月の固定プレミアム料金の10分の1に相当する額を日割り計算するものとする。この場合、第12条の契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該保証金又は担保をもって違約金に充当するものとする。
- 3 前項の違約金の徴収は、甲の損害賠償の請求を妨げない。
- 4 甲は、前各項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 5 甲の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合には、甲は、第2項の違約金の算定に準じて算定される額を、違約金として、乙の指定する期間内に支払うものとする。

（乙の解除権）

- 第21条 乙は、甲がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（その他の損害賠償）

- 第22条 甲又は乙がこの契約に定める条項に違反し、相手方に損害を与えた場合には、相手方が被った損害を賠償しなければならない。ただし、甲又は乙がその責めに帰すべきでないことを証明した場合は、この限りではない。
- 2 甲又は乙が故意又は過失によって第三者に損害を与えた場合には、その損害を与えた当事者が、第三者の被った損害を賠償しなければならない。

(守秘義務)

第 23 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の締結及び履行に当たって知り得た相手方の機密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の期間終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条令等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第 24 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関する訴訟については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(規定以外の事項)

第 26 条 本契約に基づく F I T 特定卸供給に際しては、一般送配電事業者が定める発電設備系統連系サービス要綱及び託送供給等約款を遵守するものとする。

2 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和〇年〇月〇日

甲 山梨県

山梨県公営企業管理者 落 合 直 樹

乙